総務委員会会議録

1 期 日 令和4年11月8日(火)

2 会 場 第3委員会室

3 開会時刻 午前10時14分

※休憩 午前10時35分~午前10時53分(13分間)

4 閉会時刻 午後11時40分

5 出席者 委員長 寺田 幸弘 副委員長 藤澤 恭子

 委員
 松本均
 委員
 草賀章吉

 委員
 山本行男
 委員
 鈴木久裕

委 員 鷲山 記世

(当局側) 市長、髙栁副市長、理事兼総務部長、

参与兼監查委員事務局長、 議会事務局長、所管課長

(事務局) 議事調査係 山崎貴哉

6 審查事項

・議案第114号 控訴の提起について

7 会議概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和4年11月8日

市議会議長 松 本 均 様

総務委員会委員長 寺 田 幸 弘

議事

午前10時14分 開議

○委員長(寺田幸弘) ただいまから総務委員会を開会いたします。

臨時会におきまして、本日、当委員会に付託されました議案は、議案第 114号 控訴の提起についてであります。よろしく御審査をお願いいたします。

審査に入る前に、久保田市長から御挨拶がございます。

久保田市長。

○市長(久保田崇) 本会議の後のお疲れのところ、総務委員会を開催いただきましてありがとう ございます。

先ほど、本会議でもお答えをしたのですが、これは係争中の案件でございまして、次の控訴審のほうで主張すべきことをなかなか今ここでお答えするというわけにはまいりませんので、そういう意味では一定の限界があるということは御理解いただいた上で審査していただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(寺田幸弘) ありがとうございました。

それでは、諸般の報告として 4点御連絡申し上げます。

初めに、発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てから、まず必ず自席のマイクのスイッチを 入れてから発言するようお願いいたします。

次に、質疑においては、説明を求める場合、まずは議案等のページを示して問題点を明確に発言 することとし、答弁も簡潔に分かりやすくお願いします。一問一答方式でお願いいたします。

議案に関係のない質疑や意見は控えていただきますようお願いいたします。

次に、傍聴のお申出がありましたので報告申し上げます。

それでは審査に入ります。

議案第 114号 控訴の提起についてを議題とします。

初めに、資産経営課の説明をお願いします。

村上資產経営課長。

- ○委員長(寺田幸弘) ただいまの資産経営課の説明に対する質疑をお願いします。 山本委員。
- ○委員(山本行男) 控訴を東京の高等裁判所にしていくということで、それをやっていくときに どういう展開が今度想定されているのですか。

例えば弁護士さんじゃなくて、この控訴審というのを私が読んだ中だと、要するに 1審でやられ

た過程を高等裁判所がもう一度見直して、そこにちょっと誤りがあったりする場合、指摘して、訴えたほうに有利な判決が出るというような形になっていくのか、双方の弁護士がまた争ってそういうことをやるということなのか伺います。

- ○委員長(寺田幸弘) 村上課長。
- ○資産経営課長(村上将士) 詳細はちょっと分からないのですけれども、控訴状を出しますので、 不服のある部分を審査いただくと、第 1審の内容を再度審査していただくような形になるかと思い ます。

お互いに控訴審で意見の陳述を述べるとかもありますので、お互いの主張を述べていくというような形を取っていくのかと思われます。

- ○委員長(寺田幸弘) よろしいでしょうか。 草賀委員。
- ○委員(草賀章吉) 今の質疑と関連しますけれども、控訴審ですから、例えばこんな判決が出た、 金額を見ますと 3,530万円という、これについて、これがまた増えていくとかいうことはあり得な いという前提の下で控訴をするということなのですか。
- ○委員長(寺田幸弘) 村上資産経営課長。
- ○資産経営課長(村上将士) その点も心配でしたので、弁護士の先生にお聞きしたところ、今の 金額より上がる可能性もあるとのことです。

今、判決を維持するのはもちろんですけれども、その判決を上回るという金額が判決で、第 2審 で出る可能性もあるそうです。

- ○委員(草賀章吉) 分かりました。
- ○委員長(寺田幸弘) 草賀委員。
- ○委員(草賀章吉) それと、先ほどの不服の話で、係争中だから申し上げられないというと、なかなか行政の皆さんと同じ土俵で判断ができないという感じがしているのですが、お任せくださいと、でも、高くなるかも分かりませんよという話を聞くと、なかなか正常な判断ができにくいなという感じがするのですが、いかがでしょう。
- ○委員長(寺田幸弘) 市長。
- ○市長(久保田崇) 裁判のことですから、可能性としては、金額が上がる場合もあるし、下がる場合もあるし、維持される場合もあるということだと思うんですね。

ただ、私どもとしては、これはこれまでしてきた主張の一部が認められなかったということなので控訴を提起する。そして、当然のことながら、第 1審の金額より下がるということを主張するわ

けですね。ただ、これは判断するのは我々ではなくて、当然裁判官でありますので、どうなるか分からない。

逆に、ただ控訴を提起しなければ、この金額より下がることはなく確定してしまうということでありますので、私どもが当初から主張していること、このこととの兼ね合いを考えれば、控訴するのが自然なのかなというふうに思っています。

- ○委員長(寺田幸弘) 草賀委員。
- ○委員(草賀章吉) そのときにどの程度下がるというもくろみを多分持っているからこそ、控訴するのだと思うんですよ。あるところは認めて、あるところは認めない、そこについて控訴するということは、これ以上必ず下がるということが前提にないと、これはやっぱり市民にも申し開きできない話になると思いますので。いや、増えちゃったじゃないかと、そういうことが出ていないということは、弁護士の先生もおっしゃらないんでしょうけれども、行政の判断としては、ここは市側がこういう主張しているのだから、このぐらいは下がるよというもくろみがあるのか、ないのか。○委員長(寺田幸弘) 髙栁副市長。
- ○副市長(髙柳泉) なかなかそこまではここの場でお答えできませんけれども、当然我々としては、最初はあそこの緑地の部分を売ったことは誤り、ただそこがなくても開発ができるのじゃないかということを主張してきました。

金額については、では、このぐらいになるだろうとかということは今時点ではありませんけれど も、主張をしっかりして、納得できるような金額になればというふうに思っています。

- ○委員長(寺田幸弘) 鈴木委員。
- ○委員(鈴木久裕) 今回、控訴の提起で 479号と 910号、両方の判決に対して控訴するということですけれども、 910号については全面的に市側の主張が認められたということであって、併せて 控訴するという、その辺の説明をしてください。
- ○委員長(寺田幸弘) 村上課長。
- ○資産経営課長(村上将士) 本訴と反訴を併せての事件になりますので、この中で我々の主張してきた反訴の部分は認められておりますので、議員がおっしゃられるように、その部分は控訴しなくてもいいのではないかということだと思いますけれども、この 2つを併せて 1つの事件ということで、その中の一部が不服というような内容になっております。
- ○委員長(寺田幸弘) 鈴木委員。
- ○委員(鈴木久裕) ということは、主に 479号に対しての部分の判決が当方の意思とは違うということだと思うのですけれども、要は 2,536万円の、これが当方は最初はなしでということで言っ

ていたわけだから、これに対しては当初のとおり、なしでということの主張をしていくという理解 でよろしいのか。

- ○委員長(寺田幸弘) 髙栁副市長。
- ○副市長(髙柳泉) 何度も申し上げますけれども、緑地を誤って売却した部分については、これはもうお認めいただいています。この中に、 2,500万円の中にその緑地を売却したことによって損害が発生したというものがあれば、その分についてはその関連ということになると思いますけれども、納得できる金額を目指して主張をしていきたいというふうに思っています。
- ○委員長(寺田幸弘) 草賀委員。
- ○委員(草賀章吉) 今の話で、判決文の中には、ただ 2,530万円の内訳みたいなものが載っているのですか、いないのですか。
- ○委員長(寺田幸弘) 村上資産経営課長。
- ○資産経営課長(村上将士) 内訳は載っています。
- ○委員(草賀章吉) 全く載っていないのですか。
- ○資産経営課長(村上将士) 載っております。
- ○委員長(寺田幸弘) 草賀委員。
- ○委員(草賀章吉) それで、我々も当局の報告書しか見ていませんので、できれば判決文を総務 委員会の委員だけでも示していただくと大変ありがたいのですが。
- ○委員長(寺田幸弘) 村上課長。
- ○資産経営課長(村上将士) それでは、提供のほうさせていただきたいと思います。
- ○委員長(寺田幸弘) 鈴木委員。
- ○委員(鈴木久裕) 今の関連で、内訳があるのであれば、それを今公表することってできないのですか。
- ○委員長(寺田幸弘) 内訳に対して公表していただくことはできないかということでございます。 鈴木委員。
- ○委員(鈴木久裕) 判決文は公文書だから、どうせ分かっている話だから、内訳の説明をしても 別に今後の係争上問題ないのではないかと思うのだけれども。
- ○委員長(寺田幸弘) 久保田市長。
- ○市長(久保田崇) 判決の内容については、本来公表できる内容とは思っています。ただ、これは我々がつくった文書じゃありませんね。これは裁判のほうで裁判所がつくったものでありまして、かつ我々がこれから控訴するということは、これは確定判決ではないということだと思うんですね。

なので、もちろんこれは市民の方には権利がありますので、請求すれば開示はできるかもしれませんが、私どものほうから、あえて中途の段階のものを公表するという考えは今のところありません。 〇委員長(寺田幸弘) よろしいでしょうか。

鈴木委員。

○委員(鈴木久裕) こういうのは、できる限り現状は、こうなんだよということを市民の皆さんにお知らせして、それを力にしていくというほうが、市政運営としてはいいような気もします。

どうせ分かる話なので、そこのところ、今御説明あったとおりですからこれ以上言いませんけれ ども、そんな感じがしました。

- ○委員長(寺田幸弘) 草賀委員。
- ○委員(草賀章吉) 判決文について、先ほど言った、この総務委員会の委員については提示して いただくということで、それはよろしいんですね。
- ○資産経営課長(村上将士) 結構です。
- ○委員(鷲山記世) 暫時休憩を取って、今から当局から情報提供してもらうということはできませんか。
- ○委員長(寺田幸弘) 村上資産経営課長。
- ○資産経営課長(村上将士) 15分程度いただきたいと思います。
- ○委員長(寺田幸弘) それでは、皆さん、15分程度休憩を取っていただいて、資料を用意していただくということでよろしいでしょうか。

[「いいです」との声あり]

○委員長(寺田幸弘) そういう形で取らせていただく。あるいは、審議を続けながら資料を用意 していただくという方法もあると思います。

草賀委員。

- ○委員(草賀章吉) 判決文でいろいろと読ませていただければ、なるほど市が言っていることが ねということになるのですけれども、係争中だから言えないとなると、これは我々も判断しようが ない。だから、言っているんですよ。見せてもらって、また回収してもらってもいいんですけれど も、ここの部分が、ああ、やっぱり言っていることはそうだよねというところが感じられるかどう かなんですよ。今のままだと採決もできませんよ。
- ○委員長(寺田幸弘) 暫時休憩を取って、その後の審議をしていきたいということでの意見が強いようですので、委員長としてそのように判断をさせていただきたいと思います。

15分後ということで、よろしくお願いします。

午前10時35分 休憩

午前10時53分 開議

○委員長(寺田幸弘) 資料が出来上がりましたので、休憩前に引き続き、会議のほうを再開した いと思います。

まず、資料の配付を事務局よりよろしくお願いします。

資料が配付されました。少し待っていただいて、読み込むというか、その時間を取らせていただ きたいと思います。

10分程度取らせていただきたいと思います。

委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[「よろしいです」との声あり]

○委員長(寺田幸弘) よろしいですか。

それでは、会議を再開したいと思います。

今、判決の資料が皆さんに行き渡って読んでいただいたわけですけれども、それに基づき質疑を 続けたいと思います。よろしいでしょうか。

鈴木委員。

- ○委員(鈴木久裕) 要は内訳の金額ですけれども、私の読み取りが悪いのかどうか分かりませんが、24ページの 994万 791円と、それから関係資料の28万 3,000円と、それから弁護士費用の 321万 6,338円というのが直接読み取れるんですが、その他についてはどういう解釈なのか、その辺を含めて伺います。
- ○委員長(寺田幸弘) 髙栁副市長。
- ○副市長(髙柳泉) 金額のことについて、この訴状に書いてある点だけ、場所だけお知らせさせていただきます。

22ページになりますけれども、(1)の土地の取得費というのがございます。このうち 1,995万何がしとありますけれども、このうち 1,000万円は緑地の部分でございますので、ここについては市のほうは当然お返しすべき金額だというふうに考えております。

それから、23ページの(イ)のところになりますけれども、994万円、ここについては緑地以外の土地の取得費の一部ということになっています。

それから、24ページになります。土地の取得関係費用ということで、鈴木委員がおっしゃったように、登記の手続費用等についての金額が34万円ほどになります。

それから、27ページになります。一番上の 1,185万何がしという金額がございますが、ここにつ

いては、サンケイ開発さんが計画を立てる上で、測量ですとか、地質調査を行った、そういった費 用になっています。

それと28ページ、一番下になりますけれども、弁護士費用というのがあります。ここにつきましては、今まで申し上げた金額の10%分ということになります。

これが内訳でございます。

- ○委員長(寺田幸弘) ありがとうございました。そのほか質疑はありませんか。 鈴木委員。
- ○委員(鈴木久裕) これこそ係争中でありますということですが、先ほど市長の議案質疑に対する回答だったと思いますが、緑地を売ってしまったことについては、一定の瑕疵があったので謝罪をしたという御説明だったような気がいたしますが、これは、いつ頃どんな形でされたのか、これまでの経緯含めて伺います。
- ○委員長(寺田幸弘) 髙栁副市長。
- ○副市長(髙柳泉) この点については、以前にも市議会の皆様に御報告させていただいています。 発覚後、サンケイ開発さんとは、当時の鈴木戦略監、それから私、それから村上と 3名で、 6回 ほどお会いをしています。そのたびに、今回の緑地の誤った売却については申し訳ないということ でお話をさせていただいております。
- ○委員長(寺田幸弘) 6回ほど行かれたということですか。 鈴木委員。
- ○委員(鈴木久裕) では、確認ですけれども、裁判になってからは行っているわけではないということですね。
- ○委員長(寺田幸弘) 髙栁副市長。
- ○副市長(髙柳泉) 係争中でございますので、相手方との接触は一切しておりません。
- ○委員長(寺田幸弘) 鈴木委員。
- ○委員(鈴木久裕) 裁判になる前にですけれども、不適切行政事務調査特別委員会が設置されて、 早急に市長自らがしっかり誤りがあったことについては謝罪すべきだというような意見があったか と思いますけれども、それについては特にしなかったということでよろしいですか。
- ○委員長(寺田幸弘) 確認でよろしいですか。
- ○委員(鈴木久裕) はい。
- ○委員長(寺田幸弘) 特別委員会の結果、それを受けて、どういう行動を起こしてくれたかとい うことの質問でございます。いかがでしょうか。

髙栁副市長。

○副市長(髙柳泉) 特に市長ではございませんけれども、私どものほうでお会いをさせていただいております。

面会等につきましては、やはり事実確認等はっきりした中で、改めてそういったことも検討する ということで考えておりました。

- ○委員長(寺田幸弘) 草賀委員。
- ○委員(草賀章吉) 令和 2年 9月の総務委員会なり、それから本会議でも、この件が取り沙汰されて、当時弁護士費用を確保するに当たって、誤りがあれば当該の責任者なり求償権を行使するべきですと附帯決議がついているのですが、これは今も当然考えていると、それでよろしいですか。
- ○委員長(寺田幸弘) 髙栁副市長。
- ○副市長(髙柳泉) 今回の議案の中にこの求償権云々ということが関係しているのかどうかというところはちょっとありますけれども、求償権につきましては、当然、今後の裁判の結果で重大な 瑕疵があるというふうに認められるようなことがあれば、その際に検討するべきものだというふう に考えています。
- ○委員長(寺田幸弘) よろしいでしょうか。 草賀委員。
- ○委員(草賀章吉) 分かりました。

当時についてのことは議決されておりますし、それがその附帯条件としてなっているということは当然我々も分かっていますし、ぜひそれは頭に置いておいていただければと思います。

- ○委員長(寺田幸弘) そのほかありませんか。 鈴木委員。
- ○委員(鈴木久裕) 今回の、要は控訴する目的が今あった 4項目、これは当初、我々の主張とは違う判決が出たということで、ここの点について争っていくかなとは思うのですが、先ほど村上課長からお話ありましたけれども、増える可能性もゼロじゃないという御説明でしたけれども、今からそういう方法が取れるのかどうか分かりませんが、この額を安くしていくということを第一にやっていくと思いますので、方法については前にも村上課長等にはお話をさせていただいておりますけれども、そういった方法で改めて、例えば和解なりとか、そういう方法も含めて今後争っていくというか、裁判に臨んでいくと、そういう理解でよろしいのかどうか、伺います。
- ○委員長(寺田幸弘) 髙栁副市長。
- ○副市長(髙柳泉) 現時点では和解云々ということは考えておりません。市の主張をしっかりと

法廷の中でお話をさせていただくということになります。

- ○委員長(寺田幸弘) 藤澤副委員長。
- ○副委員長(藤澤恭子) 今回のこの判決が出たときに、弁護士の先生の率直な感想というか、ど ういった御意見があったかということを伺います。
- ○委員長(寺田幸弘) 髙栁副市長。
- ○副市長(髙柳泉) 弁護士の先生につきましても、やはり市のほうが控訴するということになれば、当然弁護士としても、それに従っていろいろ全力を尽くしていただけるというようなことでございます。
- ○委員長(寺田幸弘) 藤澤副委員長。
- ○副委員長(藤澤恭子)では、もちろんそれは市の判断に従ってという感覚でよろしいですね。
- ○委員長(寺田幸弘) 髙栁副市長。
- ○副市長(高柳泉) 弁護士としても、控訴することについては後押しをしていただいているというか、そんな感じになります。
- ○委員長(寺田幸弘) 鷲山委員。
- ○委員(鷲山記世) 今議論している間も遅延損害金が発生しているわけなんですけれども、もし 控訴されて負けてしまった場合、まだ市の考えを主張していく、訴えていくということになってい きますか。もし負けた場合、要は控訴しても訴えが認められなかった場合、その後のことはまだ考えてはいないということですか。
- ○委員長(寺田幸弘) 髙栁副市長。
- ○副市長(高柳泉) 我々は今回高裁のほうに控訴をさせていただく予定でおります。その後のことについては、特に今申し上げるべきところはございません。高裁での審査、こちらについて、市の考えをしっかりと主張していきたいということでございます。
- ○委員長(寺田幸弘) 山本委員。
- ○委員(山本行男) 控訴審は大体どのぐらい期間がかかるんですか。
- ○委員長(寺田幸弘) 髙栁副市長。
- ○副市長(髙柳泉) ちょっとこれも今後お互いの主張がどんな主張になっていくのか、どういう 展開になっていくのかということで、はっきりは申し上げられませんけれども、今回の場合は第 1 審が 2年ちょっとかかっておりますけれども、そこまでは長くならないんじゃないかというふうに 思っています。
- ○委員長(寺田幸弘) 期間的なことは、ここまで長くならないだろうけれども、予測はまだでき

ないということ、そういう理解でございます。よろしいでしょうか。

確認でございますが、先ほど鈴木委員から話がありました、当然のことですけれども、控訴する ということは和解を前提にするなんてことは考えていないということで、そういうことですよね、 今の時点では。

久保田市長。

○市長(久保田崇) 今は控訴をするということですので、それは和解については考えておりませんが、今後一切和解という、これは一般論としてですけれども、和解そのものを拒否するわけではありませんので、そういうふうになる可能性はなきにしもあらず。

ただ、和解というのは当然双方が合意の上でということになりますので、そこに開きがあれば和 解に至りませんので、なので今こういうふうになっているのかなというふうには思っています。

○委員長(寺田幸弘) ありがとうございました。ほかにございませんか。

[「ないです」との声あり]

○委員長(寺田幸弘) よろしいですか。

[「はい」との声あり]

○委員長(寺田幸弘) 質疑を終結いたします。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いします。

鈴木委員。

- ○委員(鈴木久裕) この金額自体が、市の主張と違うわけですから、私自身は控訴していただければいいというふうに思います。
- ○委員長(寺田幸弘) ただいまの鈴木委員の討議に参加していただけますでしょうか。そのほか。 草賀委員。
- ○委員(草賀章吉) 私も、この判決文で少し具体的になってきたので、なるほどというように腑に落ちてまいりましたが、今までだと判断基準がない中で、どういう態度を取るかというのは甚だ疑問であったのですけれども、ぜひこの額以下になるようにしっかりと頑張っていただきたいと思っています。
- ○委員長(寺田幸弘) そのほかございますでしょうか。 山本委員。
- ○委員(山本行男) 私も同感で、せっかく控訴審をやるわけですので、引き続き弁護士さんに頑張っていただいて、掛川市にいい結果をもたらしていただきたいなと思います。

- ○委員長(寺田幸弘) そのほかの委員の方、いかがでしょうか。 鈴木委員。
- ○委員(鈴木久裕) 外からなのでよく分かりませんが、最初にとにかく返してくれ、返してくれと一点張りの中でというか、前市長の方針ということで、あまり中での作戦会議とか、そういったものがどの程度されてきたのか分からないですけれども、もちろん弁護士さんの導きもあってということになるでしょうけれども、やるに当たっては、しっかり話をして庁内で最善の策を取っていただくように、この執行についてはお願いしたいと思います。
- ○委員長(寺田幸弘) 今までの中身、少し分からなかったことが多過ぎたのでという話の中で、 大分明らかになってきたということでございます。

そのほか、討議はございますでしょうか。

藤澤副委員長。

○副委員長(藤澤恭子) 私も、この控訴の提起については、市がどうしても認められないとか、譲れないところの主張があるということであれば、最後までしっかりと闘っていただくということでよろしいかと思いますが、最初この事件があったときから、市民は非常に関心も深くて、そして信頼を大変損ねた非常に大きな案件でしたので、今回の件もやっぱり皆さんの関心は非常に強いと思います。そのあたりもしっかりと受けた上で、これから審判、審査が長引くということであれば、またそれはそれでしっかりと市民へ向けても周知ですとか説明ということも必要なのではないかなと思いました。

以上です。

- ○委員長(寺田幸弘) そのほか、御意見のある方ありませんか。 草賀委員。
- ○委員(草賀章吉) 当時不適切な事務処理ということで、4件ほどいろいろな件を審査させていただいて、私も特別委員会の委員長を務めさせていただいたんですが、この件ともう一つ、ファームポンドの件はあまり進んでいるというように感じておりません。したがって、もっと行政は主体的にどうしたらいいかということをやっていただくことが大変大事じゃないかなと思います。どうなったのだろうというのは、いずれまた出てくる話なので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。○委員長(寺田幸弘) そのほか、討議はありませんか。

[「ありません」との声あり]

○委員長(寺田幸弘) よろしいでしょうか。 以上で、討議を終結いたします。 討論はありませんか。

[「ありません」との声あり]

○委員長(寺田幸弘) 以上で討論を終わります。

それでは採決に入ります。議案第 114号 控訴の提起について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者举手]

○委員長(寺田幸弘) ありがとうございました。

当委員会に付託されました議案 114号については、賛成多数にて原案のとおり可決するものと決定いたしました。

その他、当局から何かございますか。

[「ございません」との声あり]

○委員長(寺田幸弘) 委員の皆様から何かございますか。

[「ありません」との声あり]

- ○委員長(寺田幸弘) それでは、閉会に当たり、副委員長より挨拶をお願いします。
- ○副委員長(藤澤恭子) 本日は皆様お疲れさまでございました。

係争中の案件ということもありまして、大変難しい審議でもあったかと思いますが、深い議論が できたかと思っております。

また、市民へも、この件につきましてはまた改めて 2年前のいろいろな報道ですとか、そういったものを思い出して、市民への信頼をさらに深めてまいらなければならないなということを改めて思いましたので、当局と議会一丸となって、そのあたり市民に向けてしっかりと信頼回復に努めてまいりたいと思っております。

以上で本日は終わります。

○委員長(寺田幸弘) 資料については、取扱い注意という形でよろしくお願いします。

以上で総務委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午前11時40分 散会